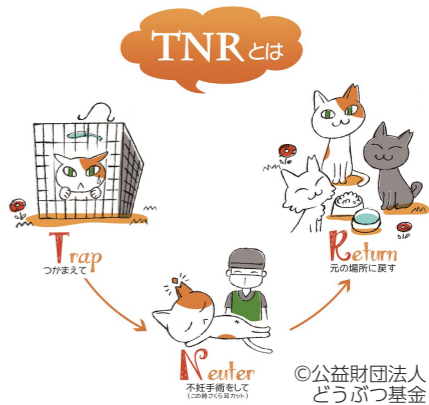


# 無料不妊手術事業

飼い主のいない不幸な猫を減らすために



市では公益財団法人どうぶつ基金の「さくらね」無料不妊手術事業に参加しています。この事業は、飼い主のいない猫に対し、「さくらね」TNR (Trap・不妊手術を行い、Return元の場所に戻し、その印として耳先を桜の花びらのようにV字にカットする)を実施することで、繁殖を防止し、「さくらね」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や



★環境推進課 ☎25・1173

殺処分への減少につなげていく活動です。事業に参加する方に、飼い主のいない猫用の無料不妊手術チケットを交付しています。※チケットの交付には一定の条件(責任あるエサの管理、ふんの処理など)があります。○捕獲器の貸出を始めました さくらねご事業に参加する方に向けて、猫を捕まえるための捕獲器の貸出を行います。チケットや捕獲器の利用については詳しくは、環境推進課(市役所4階)へ。

軽自動車  
バイク  
トラクター  
など

# 廃車手続きはお早めに

★課税課諸係 ☎25・1122  
支所市民福祉課市民税係 ☎72・1333

軽自動車、バイク、トラクターなどについて、次のような理由ですでに車両を所有していない場合は、廃車または名義変更の手続きが必要です。・廃棄処分した ・知人等に譲った ・所有者や使用者が亡くなった ・盗難にあった(警察署に届け出てから手続きをお願いします) 4月1日までに手続きをしないと令和5年度の課税対象となります。

車両の解体・廃棄処分だけでは登録が残りますので、必ず次の各窓口で手続きをお願いします。

**原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕用その他)**

**用意** ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑(法人の場合)、窓口に来る方の本人確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

**軽二輪(125cc超〜250cc以下)、小型三輪(250cc超)**

**窓口** 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2027

**軽自動車(3輪・4輪)**

**窓口** 軽自動車検査協会埼玉事務所 所熊谷支所 ☎050・3816・3112



# 狂犬病予防注射と犬の登録をお願いします

犬の飼い主は、犬の生涯に1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが法律で義務づけられています。

## 狂犬病予防集合注射

愛犬を守るため、忘れずに受けてください。登録済みの犬については案内がききを3月中旬以降に郵送しますので、注射当日お持ちください。3月28日(火)までにはがきが届かない方は環境推進課へご連絡ください。

○注射料金 1頭 3500円 (内訳) 2950円  
予防注射接種料 2950円

★環境推進課 ☎25・1173  
支所環境産業課 ☎72・1334

・注射済票交付手数料 550円  
※未登録の犬を飼っている方は、注射料金とは別に登録手数料が必要です。集合での注射を受けなかった場合は、動物病院等で必ず接種してください(料金は、集合での注射時とは異なる場合があります)。  
※犬が病気等で接種できない場合は、獣医師が発行する「狂犬病予防注射実施猶予証明書」を市へ提出してください。

## 令和5年度狂犬病予防集合注射日程表

実施日	時間	会場	
4月	4日(火)	午前10時~11時30分	日の出公園
		午後1時30分~3時	旭公民館
	5日(水)	午前10時~11時30分	藤田公民館
		午後1時30分~3時	本庄南公民館
	6日(木)	午前10時~11時30分	仁手公民館
		午前11時10分~11時20分	上仁手公会堂
	7日(金)	午後1時30分~3時	本庄保健所
		午前10時~11時30分	若泉第二公園(西側入口)
	10日(月)	午後1時30分~3時	本庄市民文化会館
		午前10時~11時30分	共和公民館
	11日(火)	午後1時30分~3時	競進社模範蚕室
		午前10時~11時30分	セルディ
12日(水)	午後1時30分~3時	風洞自治会館	
	午後1時30分~2時	太駄公会堂	
	午後2時30分~3時	本泉公会堂	

※会場はすべて駐車場です。都合のよい日時にご来場ください(各会場の案内図は市HPで確認できます)。

※新型コロナウイルスの感染状況により日程が変更となる場合は、市HP等でお知らせします。



市HP ▶

## 犬に関する各種手続き

### 新規登録(鑑札を交付します)

登録は飼い始めた日(生後90日以内の犬の場合は、生後90日を経過した日)から30日以内に手続きしてください。未登録の犬を飼っている方は、速やかに登録をしてください。

**手数料** 1頭 3000円

### 転入した場合

転入前の市区町村で交付された鑑札を持参してください。また、転入前の市区町村が狂犬病予防法の特別制度に参加しており、マイクロチップが鑑札とみなされていた場合については、その通知等を持参してください。引き換えに本庄市の鑑札を無償で交付します。

### 転出する場合

本庄市で登録した時に交付された鑑札を転出先市町村に持参し、鑑札の交付を受けてください。

## 狂犬病予防注射済票の交付

動物病院等で狂犬病予防注射を受けた時は、獣医師が発行する注射済票を持参してください。狂犬病予防注射済票を交付します。

### 交付手数料

1頭 550円  
※犬の鑑札と注射済票は、首輪などに必ず装着してください。

### 再交付(紛失または損傷による)

**鑑札** 1頭 1600円  
**狂犬病予防注射済票** 1頭 340円

### 犬の死亡・登録事項変更の場合

届出が必要です。環境推進課(市役所4階)または支所環境産業課(アスパアこだま2階)へお越しいただくか、環境推進課へご連絡ください。手続きは本庄市オンライン窓口でも行えるものもあります。詳しくは、市HPへ。



市HP

## 市職員の人事異動

1月31日付け 退職

▽新井 悦子(総務部行政管理課主査)

★行政管理課 ☎25・1160